

7 水審第 8 号

令和 7 年（2025 年）7 月 30 日

つくば市長 五十嵐 立青 様

つくば市上下水道審議会

会長 白川 直樹



答申書

令和 7 年（2025 年）1 月 28 日付け 6 下総第 444 号で諮問のありました
下記の事項について、別紙のとおり答申します。

記

- 1 つくば市上下水道審議会条例（昭和 63 年つくば市条例第 121 号）第
2 条第 4 号に定める下水道使用料に関すること（下水道使用料の改定）。

下水道使用料に関する答申

下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全、雨水排水による浸水防除という役割を有する、市民生活にとって必要不可欠なインフラである。

つくば市の下水道事業を取り巻く環境は、将来的な人口減少や節水型社会の進展による水需要の停滞に加え、下水道施設の老朽化対策及び未普及地域の解消等、多くの課題がある。

下水道事業は、一般会計との適切な費用負担の下、経費をその事業経営に伴う収入によって賄う独立採算が原則であり、将来にわたって安定的かつ自立性をもって事業を継続する必要がある。

中長期的な経営の基本計画として、令和6年10月に「つくば市下水道事業経営戦略」（以下、「経営戦略」とする。）が策定され、污水处理費を下水道使用料で賄えていない原価割れの状況や、老朽化した管渠の改修・更新費用（資産維持費を含む。）の増大とそれに伴う企業債残高の増加見込み、基準外繰入金^aへの依存等が経営課題として示された。経営戦略では、これらの経営課題を解消するため、令和8年度に平均改定率20%^b、令和13年度に平均改定率17%^cの使用料改定が計画されている。

本審議会では、令和8年度の下水道使用料の改定に関して、令和7年1月に市長からの諮問を受け、計6回にわたって審議を行った結果、次のとおり意見を集約したので答申する。

a 総務省の定める繰出基準とは別に、つくば市独自で定める基準に基づく一般会計からの繰入金のこと。

b 令和8年度の使用料対象経費を56億円と算出したが、改定率が40%を超え使用者の負担が大きいため、激変緩和措置として10年間で2回の改定が計画された。

c 経営戦略最終年度の令和16年度の純利益が、1回で改定する場合と同額の約7.5億円を確保する計画となっている。

1 使用料改定の内容

(1) 使用料体系

現在、基本使用料と従量使用料からなる二部使用料制と、排出量の増加に応じて 1 m³ 当たりの使用料単価を高く設定する累進使用料制を組み合わせた使用料体系となっている。

これは、下水道法の趣旨^dに照らして合理的であり、多くの団体でも採用されているため、維持することが妥当であると判断した。

なお、基本水量制^eは、基本水量内における使用者間の公平性等の観点から採用しないものとする。

(2) 基本使用料

使用水量の多寡に関わらず発生する固定的経費は、その性質上、本来は基本使用料で回収するべきものである。

しかし、現在の使用料体系では、試算した令和 8 年度の使用料対象経費に占める固定的経費の割合が 57.1% であるのに対し、使用料収入に占める基本使用料収入の割合が 8.3% と著しく低い状況であり、安定的な経営のためには、使用料収入に占める基本使用料収入の割合を上げる必要がある。

今回の改定においては、污水处理施設の能力に対する日平均汚水量の比率^fに基づき、固定費の基本使用料への配賦割合を 25% とし、基本使用料の単価を 2 か月当たり 1,200 円（税抜き。以下同じ。）引き上げ、1,700 円とすることが妥当であると判断した。

d 下水道法第 20 条第 2 項には、使用者が排除した下水の量等に応じた妥当な使用料であること、特定の使用者に対して不当な差別的取扱をする使用料であってはならないこと等が定められている。

e 基本水量を設け、その範囲で原価を下回る水準の定額制をとる制度のこと。

f 污水处理場は日最大汚水量に対応できるように設計されており、日最大汚水量：日平均汚水量は 1:0.75 と規定されている。

(3) 従量使用料（水量区分及び累進度）

今回の改定においては、日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき理論的に算定した使用料体系からの乖離の度合いと、現行の使用料体系からの改定率の双方を考慮した結果、基本使用料を大きく引き上げることに伴う小口需要者への激変緩和措置として、使用水量 1～10 m³の区分を新たに設け、1 m³あたりの従量単価を 80 円とし、それ以外の区分については単価を 10 円ずつ引き上げることが妥当であると判断した。

これに伴い、最も高い従量単価を最も低い従量単価で除した値である累進度は、現行の使用料体系が「1.15」であるのに対し、改定後は「2.0」となり、県内平均の「1.52」を上回る結果となった。

2 改定後の使用料表（案）について

表 1 に現行使用料表、表 2 に改定後使用料表（案）、表 3 に改定前後の使用料を比較する目安として水量別の使用料表を示す。

表 1 現行使用料表 ※ 2 か月、税抜き

基本使用料	従量使用料（1 m ³ 当たり）	
	汚水量	金額
500 円	～40 m ³	130 円
	41～200 m ³	140 円
	201 m ³ ～	150 円

表2 改定後使用料表（案） ※2か月、税抜き

基本使用料	従量使用料（1 m ³ 当たり）	
	汚水量	金額
1,700 円 (+1,200 円)	～10 m ³	80 円（－50 円）
	11～40 m ³	140 円（＋10 円）
	41～200 m ³	150 円（＋10 円）
	201 m ³ ～	160 円（＋10 円）

表3 水量別の使用料表 ※2か月、税抜き

水量	改定前使用料	改定後使用料	差額	改定率
10 m ³	1,800 円	2,500 円	+700 円	38.9%
20 m ³	3,100 円	3,900 円	+800 円	25.8%
40 m ³	5,700 円	6,700 円	+1,000 円	17.5%
100 m ³	14,100 円	15,700 円	+1,600 円	11.3%
200 m ³	28,100 円	30,700 円	+2,600 円	9.3%
500 m ³	73,100 円	78,700 円	+5,600 円	7.7%
1,000 m ³	148,100 円	157,800 円	+10,600 円	7.2%

3 附帯意見

(1) 下水道使用者への丁寧な説明について

使用料体系を変えた部分については、改定に至った理由を含め下水道使用者に対し丁寧な説明を行うこと。

また、令和7年度の水道料金改定に引き続きとなることから、今回の改定は下水道使用料であることが分かるようにすること。

(2) 使用料体系の定期的な検証と見直しについて

基本使用料に配賦する固定費の割合を高めたことで経営の安定性は増すが、小口需要者への激変緩和措置を行ったことにより、累進度が県内平均よりも高くなった。累進度の適切な水準を定める明確な基準

はないが、国土交通省の「人口減少下における維持管理時代の下水道経営のあり方検討会報告書」では、「使用水量の大宗を占める小口使用者の負担を小さくするために、一部の大口使用者のみに過度な負担を強いることは、景気動向で水量の多寡が左右され、経営の不安定化を招くとともに、民間企業等の転出や自己処理への変更を誘発して、結果的に小口使用者の負担増を招くおそれがある」と提言されていることを踏まえ、将来的な累進のあり方については十分に検討すること。

今後の使用水量の変動等を注視し、改定後の使用料収入が計画と乖離していないか定期的に確認すること。なお、大きな乖離がみられた場合、経営戦略で計画されているとおり、投資・財政計画も含めた計画の全体的な見直しを検討すること。

(3) 資産維持費について

資産維持費については、将来のあるべき姿を見据えた投資・財政計画に基づき算定する必要があるため、今後の国の指針や他自治体等の動向に注視し、情報収集に努めること。

(4) 今後の審議会に向けて

経営戦略では、令和 13 年度にも使用料改定が計画されているが、今回の審議事項に加え、次回の使用料改定において議論すべきポイント等が引き継がれるよう記録しておくこと。

(5) その他

事業環境の変化や効率化に向けた新技術の導入等については、先進自治体事例や国の動向、経営見通し等を考慮し、可能性を検討すること。

また、審議の過程においては、下水道使用者への負担軽減措置を求める意見もあったので、一般財源による福祉政策や産業振興政策の観点から、別途議論されたい。

以上

